

# 岐阜聖徳学園大学短期大学部同窓会規約

## 第1章 総則

第1条 本会は岐阜聖徳学園大学短期大学部同窓会(クレマチス会)と称する。

第2条 本会は同窓会事務局(以下「事務局」という)を岐阜聖徳学園大学短期大学部内に置く。  
2.事務局について必要な事項は、別に定める。

## 第2章 目的ならびに事業

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、岐阜聖徳学園大学短期大学部(以下「母校」という)の発展につくし、進んで社会の教育・文化に貢献することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的のために次の事業を行う。

- (1)会報・会員名簿・その他必要と認める出版物の刊行
- (2)会員の親睦を図るための事業
- (3)母校への協力
- (4)その他、本会の目的達成のために必要と認めたこと

## 第3章 会員

第5条 本会は次の会員で構成する。

- (1)正会員 聖徳学園女子短期大学および岐阜聖徳学園大学短期大学部卒業生
- (2)特別会員 母校現旧教職員
- (3)名誉会員 母校に特別の関係があり会長の推薦した者

第6条 本会会員は、住所・勤務先・氏名を変更した場合は、直ちに本会に届けなければならない。

## 第4章 役員及び任務

第7条 本会に次の役員を置く。

- |                 |           |            |
|-----------------|-----------|------------|
| (1)名誉会長 1名      | (2)会長 1名  | (3)副会長 2名  |
| (4)庶務(書記) 2名    | (5)会計 2名  | (6)会計監査 2名 |
| (7)評議員 卒業年度毎 2名 | (8)顧問 若干名 |            |

第8条 役員会の会務は次の規定による。

- (1)会長は本会を代表し会務を総括し、役員会及び総会の議長となる。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合はこれを代行する。
- (3)会計は本会の財務のすべてを処理する。
- (4)庶務(書記)は本会の記録その他事務を処理する。
- (5)評議員は会務の企画及び実施に関する事項を審議する。
- (6)名誉会長・顧問は会長及び評議員の諮問に応じ、また、これに意見を述べるができる。

第9条 役員は次の方法によって選出する。

- (1)名誉会長は、母校学長を推す。
- (2)会長・副会長・庶務(書記)・会計・会計監査は総会において、評議員の中から選出する。  
ただし、庶務(書記)の1名と会計の1名は母校教職員に委嘱することができる。
- (3)評議員は正会員の中から卒業年度毎に2名を選出する。

(4)顧問は会長が委嘱する。

第10条 本会の役員は任期は1年とし、再任を妨げない。

2.補欠によって就任した役員は、前任者の残任期間とする。

3.役員はその任期満了後の後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。

4.役員がその任期中離任する場合は、役員会の議決により解任し総会の承認を得る。役員に欠員が生じた場合は、直ちに補う。

## 第5章 会議

第11条 本会の会議は、総会・臨時総会・役員会の3種類とする。

2.会議の議事は、すべての出席者(委任状提出者を含む)の過半数によって議決する。

第12条 総会は毎年1回開催し、次の事項を審議する。

(1)会務の報告及び各種事業に関すること。

(2)規約の規定及び改廃に関すること。

(3)会計報告ならびに予算審議に関すること。

(4)役員を選出に関すること。

(5)その他の重要事項に関すること。

2.総会は役員会の開催をもって代えることができる。

第13条 臨時総会は会長が必要と認めた場合、または会員の3分の1以上の要求があった場合開催する。

第14条 役員会は本会役員で組織し、会長が必要と認めた場合開催する。

2.役員会は本会の事業遂行に必要な事項について審議する。

3.緊急を要する場合は、総会で議決する事項を役員会において議決することができる。

## 第6章 資産及び会計

第15条 正会員は、卒業時に入会金・終身会費・会員登録費として本会に10,000円納入する。

第16条 本会の会計は、毎会計年度の収支決算・収支予算案を役員会に提出して、その審議決定の上、総会の承認を得なければならない。

第17条 本会の決算は、会計監査の監査を得て、これを総会に報告する。

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 支部の設立

第19条 正会員10名以上を有する地域には、本会の支部を設けることができる。

第20条 支部会には、本部から代表者を派遣して連絡親睦を図る。

## 第8章 規約の改正

第21条 規約の変更は、役員会の議決を経た後、総会の承認を要する。

## 第9章 雑則

第22条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附則

本会会則は、昭和43年3月10日より施行する。

附則 本会会則は、昭和 53 年 3 月 10 日より適用する。

附則 本会会則は、昭和 59 年 11 月 1 日より適用する。

附則 本会会則は、昭和 63 年 8 月 21 日より適用する。

附則 本会会則は、平成 2 年 6 月 3 日より適用する。

附則 本会会則は、平成 3 年 8 月 25 日より適用する。

附則(大学名称変更) 本会会則は、平成 10 年 4 月 1 日より適用する。

附則(全面改正) この規約は、平成 24 年 8 月 5 日より適用する。